

中国漢民族社会における家族、宗族と reproduction の 文化的意味づけとその変化

石 井 奈 緒

Family, lineage, and reproduction in China

Nao ISHII

This presentation is an attempt to discuss family and lineage in China through a comparison with past and present. And consider changing the meaning of reproduction.

緒 言

人間の再生産、すなわち reproduction は家族のもつ重要な機能であり、人は生まれた時点から母と子の関係、そして母の夫との関係、さらにはキヨウダイとの関係を通じて人と人のネットワークを広げてゆく。しかし一見個人的な出来事と思われがちな reproduction も、実際には抽象的な社会通念から、より具体的な制度や政策といった家族を取り巻く様々な環境の中におかれ、その影響を受けている。本稿では、中国漢民族にみられる家族が、どのような環境のもとに形成され、政治的変革である共産主義革命や改革開放を経て変化してきたのかをたどりつつ、人口抑制政策や改革開放を通して家族とともにそこでおこなわれる reproduction が変化してきたかを明らかにしたい。

以下、1章では、共産主義革命以前の中国にみられる伝統的な家族の形態、2章では革命後の土地改革から改革開放前までの農村家族の変化とともに、家族の集合体としての父系出自集団である宗族とどのように結びついていたかを検討する。続く3章では、現在世界第一の人口大国となった中国は、1973年から人口抑制政策を開始したが、これにいたる経緯と、一人っ子政策の実施、そしてその変容を考察する。そして4章では、改革開放以降の中国において、急激な経済発展に伴う都市と農村、沿岸部とその他の地域では、家族のあり方に大きな差異が見られるようになってきた。これらを概観することによって、中国における reproduction の意味づけとその変化を検討することとする。

1. 1949年以前の伝統的家族および宗族

1. 1. 伝統的家族

中国は東周（紀元前770年）以降、井田制と分封制が徐々に解体し、これに代わって地主と小農が出現した。そして戦国期に当たる秦（紀元前350年）では、法律によって「二人以上の男子をもち分家しないものには、倍の税金を課す」と定められたことによって、小家族化と均分相続を基本とする分家制度が法制化されるようになる。秦の始皇帝による中国統一から解放までの以後2000年あまりの間、家族は一貫して中国社会を構成する基本単位となり、歴代の統治者は全て家族を直接の統治対象としてきた。同時に、家長は内部では家族をとりしきり、対外的には家族の代表としてふるまつた。

当時の家族は生産、共住、教育、防衛といった機能を持ち、特に祖先祭祀と、世継ぎを絶やすぬことが重視されていた。また家族の大部分は複合大家族ではなく、1世代から3世代を含む「5人家族」であったという [張 1989: 136-137]。このような家族は小規模であるが故の脆弱さをもっていたが、同時に再生産能力を備え、また家族そのものが小政府となることによって、中央集権国家による統治の最小基盤を提供していた。しかもこの家族が自給自足的で小規模であるが故に、安定した社会構造を根底から支えていた。

1. 2. 1949年以前の伝統的宗族

この時代の宗族は、地主と小農を基礎として、個々の家族が父系の血縁と地縁によって結びついたもので、宗族組織は成立し、発展していくなかで、次のような要素を持つようになった。1) 組織を維持するに充分な経済力を備え、族産や祠堂を設け、族譜を編み、祭祀をはじめとする宗族活動を行う。2) 父系血縁ないし地縁的関係をもつ成員をもち、一定の社会的威信をもつ人が族長となる。3) 成員の行動を規制する族規をもつ。そしてこの宗族を成立させる基本原理が「同姓不娶」（同姓不婚）の規則であった。

家族においては分家制度、宗族においては王朝の後退によって家族と宗族は不斷に衰退と分化の危機にさらされていた [張 1989: 138]。これが日本であれば、歴史の影響を直接こうむるのは村落共同体であるが、中国において村落共同体は古い時代に破壊されたため、親族集団、すなわち宗族は高次の政治集団が及ぼす影響や圧力と直接向かいあわざるを得なかった [鈴木 1995: 92]。したがって、族衆をまとめるうえでの困難はもとより、長期にわたって宗族を維持するのは容易ではなかった。

各家族が独立した形で祠堂や族譜を共有する宗族が、社会的動乱と、宗族の成立、分裂、発展といったダイナミズムに抗して長い間存続することは極めて難しく、ある家族が家譜を編めるようになれば、その崩壊の時期は遠くなかったとも言われ、解放以前の時代を通して「万世一系」の宗族や家譜などは存在せず、あるのはただ血縁と地縁に基づく紐帯と宗族観念だけであった [張 1989: 138]。それでもなお人々はその親疎の差に応じて様々な関係を

維持し、また関係の形成に大いに役立ててきた。というのも血縁に基づく紐帶は彼らの信頼するネットワーク化の際の有力な手段だったからである。

族産を有し、族譜を編み、祠堂を立てるにはそれなりの財力と人力求められ、経済的基盤に加えて文化的な基礎、およびこれらの歴史的累積が必要であるため、中国において宗族観念が比較的強く、それに基づく宗族組織が形成されていたのは、これらの条件を満たす地域、すなわち江南地区、特に広東、福建、浙江省、江蘇省、台湾といった沿岸地域であった。これに対して、北方では近世になると宗族勢力は弱体化し、宗族観念も希薄になった [張 1989:139]。この当時、祠堂を建て、族譜を編む作業が行われる契機となるのは、多くの場合、ある家族が栄え、高位高官を輩出した際に行われた。

宗族の分布をはじめとして、族産や祠堂、族譜などの保有率、宗族関係の強度やその活動率については、地域だけでなく、時代によってもばらつきがみられ、宗族観念は普遍的に見られる現象であるのに対して、宗族の存在の有無、すべての宗族が実際に族田や祠堂、族譜を備えて活動していたとはいえない [張 1989:139]。さらに、族譜については、虚飾、隠蔽などがほどこされ、全てを信頼することが危険であることはこれまでにも指摘されてきたとおりである [瀬川 1996] [張 1989:139]。

1.3. 宗族と商家集団

解放以前の中国においては、前述のように、分散的、小規模、脆弱、自給自足的な小農と強大な中央集権的専制政治が並存していたが、このような状況のもと商品経済の担い手として可能性を持つのは、比較的豊かな人力、財力、組織力をもつ宗族であった [張 1989:140]。これに関しては、明・清時代に勢力を誇り、現在は安徽省の一部となっている徽州の商人、略して徽商が良く知られている [張 1989:140]。徽商は資本の蓄積、労働者の雇用、販路の拡大、競争、独占など商業活動の多方面にわたって、宗族勢力および宗族関係を利用していった。彼らは族譜を手がかりにあらたに族衆を吸収し、宗族関係と同時に商業活動の範囲を拡大した。そして宗族関係の親疎、尊卑によって宗族内部の上下関係を秩序づけ、族規を商業活動際の制約や管理の手段とし、宗族の祠堂を徽商の会館として活用した [張 1989:140]。しかし当時の封建的な政権は抑商政策を取っていたため、徽商も王侯貴族や官臣からの圧力をうけていたが、封建的政権と密接な関係を構築しそれを巧みに利用することで、自らを守っていた。一般的の宗族と同様に、宗族の盛衰は彼らの中から官僚が輩出されるか否かにかかっていたため、徽商は大金を投じて書院や私塾を建て、これに努めることによって政権に彼らの保護者となる官僚を送り込んだ。また、専ら商業にたずさわる徽商自身も高い文化的教養をそなえ、商業と儒学の結合といった側面も見られた。このように、宗族の構造と機能は商業の発展に適合的で、商家集団と宗族の結びつきは、安徽省にのみみられる現象ではなく、同じく宗族観念とその勢力の強い地域、すなわち、広東省、福建省、浙江省、江蘇省、台湾

省でも宗族や地縁に基づく郷党の勢力を基盤に商工業をおこし、海外進出をおこなっていることが知られている [張 1989 : 141]。1930年代に発表された社会学者、陳達による『南洋華僑与閩粵社會』も、福建省および広東省の出身の華僑が宗族を手がかりに商工業を発展させたことを示している。

1. 4. 数世代にわたる同居

宗族は家族の集合体であるのに対して、新たな家族創出の契機となる分家をあえてせず、同財、同竈、同居を数世代続けるという「大家族」として山東省の張公芸家^{注1)}や浙江省の鄭家の事例が知られているが、2節に掲げた理由からこのような例は稀であった。そして前者は、北齊、隋、唐の三王朝に表彰され、後者は宋、元、明の3朝にわたって存続し、同様に元および明の王朝に表彰された。張公芸家は9世代の間分家をせず同居を続け [張 1989 : 138]、鄭家は、慣例によって「九世同居」と呼ばれているが、実際には13世代くらい続き、明の天順3年に分家した際には26の新しい家に分裂したという [鈴木 1995 : 101-106]。

2. 解放後の農村の家族

2. 1. 解放と土地改革期（1949-1952）

中国共産党指導部による土地改革運動は、革命本拠地においてはすでに1927年から1936年にかけて行われていたが、1950年の中華人民共和国土地改革法の発布によって新たに解放された地区で次々と土地改革は実行され、1952年には新疆、チベット、台湾をのぞいてほぼ全土にわたる土地改革が完了した。宗族組織の族長であった地主、豪紳の大部分は地主階級に区分され、独裁の対象になり、宗族組織は消滅することとなる。彼らは、全農民人口の3から4%を占めていた。地主が所有していた、土地や家屋は没収され、さらに祠堂や廟、寺院、教堂などの公地も没収され、学校や農会、政府の弁公室などの公用に転用された。家譜や位牌は封建的迷信にかかるものとして破棄され、その中で歴史的価値の高いもののみ、政府が接収した。従来の政権は人民政府に、宗法組織は農民協会へと置換された。そして宗族意識に代わって、階級意識をもつよう指導と教育がなされ、これによって宗族観念は大きく衰退したが、全く消滅したわけではなかった。土地改革によって、地主豪紳や宗族的大家族のあるものは縮小し、またあるものは分家した。元来、土地や家屋をほとんど所有していなかつた農民は、土地改革によって経済的利益を享受し、この時期独身者が結婚して独立することによって、解放初期には小家族化が進んだ。また、1950年の新婚姻法の発布、施行によって、それまでの親同士の取り決めによる結婚や、売買婚、男尊女卑の観念は批判され、婚姻の自由と男女平等がうたわれた。しかし、伝統的な結婚觀や男尊女卑の観念は払拭されたわけではない。

2.2. 合作化、公社化、文革期（1953年-1978年）

解放初期の中国においては、家族より大きい集団である宗族に激変が起つたが、この時期には、変化が家族の単位にまで及ぶようになった。

この時期の農村家族は、1) 家族単位の生産機能が縮小し、集団生産と統一分配がこれに代わった。公共食堂が出現した時期には、家族の生活機能も衰退した。2) 一戸あたりの家族員数が増加し、1971年には都市を上回るようになった。3) 行政による個人や家族に対する管理が次第に強まり、階級区分が強調され、固定化することによって、新たな出身血統主義、身分制が構築されることになった。この間、初級農業生産合作社が敷衍するにつれて、家族を単位とする生産機能は、集団合作へと吸収され、1995年には、土地や家畜、主要な農具を集団で所有する高級合作社が登場した。1958年には人民公社化運動が起り、農業合作社を併合することによって、全国平均で4600戸、最小のものでも2000戸から構成される人民公社が出現する。ここで、労働に応じた分配から、必要に応じた分配が主張されるようになり、公共食堂が建設されるようになった。家族の消滅を指摘する著作や論文がみられたのもこの頃である。人民公社運動と大躍進は、資金の浪費と生産の頓挫を招き、1960年には25.43%の空前の死亡率を記録した。この年、全国の人口は1000万人減少し、翌年も348万人の人命が失われたとされる。1962年からは政策が見直され、生活手段と一部農具などの生産手段の永久かつ個人所有、自らの出生地にとどまることが認められ、家族を単位とした副業、手工業生産、市場での交易も認められるようになり、人民公社の経営範囲は徐々に縮小し、人民公社の規模もより小さな規模へと再編成されることになった。人民公社の時代、家族の生活機能は縮小したが、夫婦を単位とする家族生活と子供の養育などは保持されていた。文化大革命は農村をも巻き込むものであったがその中心ではなく、変化もさほど見られなかった。しかし、新たな階級制度が出現したことによって、同一階級内での通婚が好まれ、出身階級が悪いとラベリングされた男性は結婚できないという現象が生じた。

3. 人口の推移と人口政策

3.1. 人口の推移

共産主義革命以前の中国は、1840年のアヘン戦争から1949年の109年間、人口増加率は年平均0.26% [若林 1989: 60]、清朝末期の政治的動乱と度重なる自然災害によって低い水準で推移しており、その内実は多産多死であった。続く1949年から57年には第一次人口増加期を迎えるが、前半、1952年までは出生率の急上昇と死亡率の急低下による自然増加率は2%前後であった。また、土地改革による土地の獲得と、1950年に施行された婚姻法によって、それまで結婚できなかつた階層が相次いで結婚したため、出生率は増加する。この間の政策は、出産を奨励するもので、子供に対する特別手当の支給、不妊手術や人工中絶手術の禁止などがみられた。1953年あたりから出生率の低下が始まるが、死亡率の低下も著しく、この

間自然増は2%を越えていた。

1958年から1961年にかけては、第2章でも触れたように、大躍進と自然の旱魃のために異常なほど高い高死亡率と出生率の減少がみられた。特に1959年から61年までの3年間の高死亡率は広義の飢餓によるものと推測される。この時期の人口絶対減が著しかったのは、四川省、安徽省、河南省、貴州省の4省で、この4省のみで全体の人口減の87%を占めるほどであった [若林 1989: 64]。

1962年から71年にかけて第2次人口増加期がみられ、前の時期の反動から高出生率4.3%をみる。また死亡率も低下したことから自然増は3%前後であった。この後、出生率の急低下がみられ、1970年の3.343%から1979年には1.782%へと、この10年で急低下した。わずか10年間にこのような出生率の低下をみたのは、終戦後の日本における1947年の3.43%から1957年の1.72%への低下と並んで世界的に見てもきわめて稀であった [若林 1989: 65]。

3.2. 計画出産

1949年当時の中国においては、人口が多いことは国の財産であるという考え方から、人口増加政策がとられていた。しかし、1953年に行われた初めての人口センサスによって、4から5億人と見込まれていた人口が、6億193万人であることがわかり、当初の予測を1億人上回る規模であったことから、1954年から1957年にかけて計画出産が公式に奨励されることとなる。しかし直後に続いた人口論争のため、この計画出産の奨励は長くは続かなかった。1950年代後半には、実在する過剰人口を解消するために、産児制限や晩婚の奨励をどのような論理的根拠の元に行うべきか、自然増加率をどの水準で維持すべきかについて論争が展開された [若林 1989: 69]。1958年から始まった大躍進運動においては、人口増加は経済発展の原動力になるとして出産を抑制する必要はないという「人口資本説」が主流であり、1957年の全人代において「新人口論」を掲げ、人口抑制の必要性を説いた当時の北京大学の学長、馬寅初はブルジョワ右派分子として批判され、1960年3月には北京大学の学長の座を追われた。その後1979年に約20年を経て馬寅初は名誉回復するが、この間中国における人口研究は停滞することとなった。1962年、新たな計画出産政策への転換がなされ、1964年には国務院にその担当部署が設置されるが、これもわずか2年で文化大革命が起り、その推進は中断される。計画出産が再開されるのは周恩来総理の1971年の提唱によるもので、1973には「晩婚、晩産、1組の夫婦に子供2人まで」が奨励されるようになった。これは1960年代の運動が大都市に限られていたのに対して、農村を始めとして全国の出生率が1970年代に大きく減少したのに効果があったという [若林 1989: 71]。

3.3. 一人っ子政策の開始

中国の人口政策の主な柱は、晩婚、晩産、少生、優生の4点にある。晩婚は法定婚姻年齢

の男性22歳、女性20歳より3歳以上遅らせて結婚すること、女性は24歳を過ぎてから出産すること、少なく生んで、出産間隔を3、4年あけることを指す。

一人っ子政策開始の契機となったのは、1978年12月3日づけで提出された天津市医学院44名の女子職員による発議書であった。翌1979年1月26日に全国レベルでの一人っ子政策の基本路線が検討され、この会議の直後、天津、上海、四川などで「一人っ子証明(独生子女証)」が配布されるようになる。一人っ子証を受領した夫婦は、子供が14歳になるまで月5元の奨励金を受領でき、他方、計画出産に従わない者は、月10%の賃金カットなどの経済措置が始まる。一人っ子証受領者はさらに、保育、入学、医療、就職、進学都市住宅および農村住宅用地分配などの「七優先」を受けることになった。また、施行日から4ヶ月目から子女撫育費という名の罰金の徵収が始まった。1979年8月には上海市が最も早くこれを条例化し、独自の規定を設けた。

晩婚年齢は農村で男子25歳、女子23歳、都市で男子27歳、女子25歳とし、学生や見習い工の結婚は禁止された。一組の夫婦が第一子をもうけた後、避妊手術をするか、第一子が4歳になった時点で第二子を作らないと宣言した時、「一人っ子証」が与えられ、子供が16歳になるまで毎月保険費4元を受け取れる。その子どもは託児所や幼稚園に優先的に入学でき、保育費の支給が受けられるとともに高級中学（日本の高校に該当）までの学費が免除される。親は年金に賃金の5%が加算されるなどの優遇措置を受ける。避妊手術を受ければ、「栄養費」として20元が支給され、公休となる。一人っ子証を受領した後に第二子を出産した場合、恩恵は全て取り消され、それまでに受けた待遇を分割して返済しなければならない。第三子以上を出産した場合、その子が16歳になるまで、「多子女費(超過子女撫育費とも呼ばれる)」として10%の賃金カットが罰金として課せられる。その他出産間隔は4年おかねばならないこと、住宅の割り当て、農村の自留地配分、敷地についても晩婚の一人っ子家庭の優遇が約束されていた [若林 1989:76]。その後1980年には優生の規定が加えられた。

1979年の時点では第二子出産の条件としては出産間隔を4年おくことと記されたのみで具体的な規定はなかったが、1981年には計画的に第二子を出産できる条件として、以下の3つが付加された。1) 第一子が非遺伝的な身障者で働けない場合、2) 再婚で一方に子があり、他方が初婚の場合、3) 長年不妊で養子をもらった後で懷妊した場合、該当者は申請をしたうえで、第二子を産むことができるようになった。いずれにしても第三子は許されない [若林 1989:76]。

1984年春以降、第二子出産の条件として各省があいついで条件を拡大する動きが見られた。安徽省を例に紹介すると、一人っ子同士、鉱山作業員、帰国華僑、革命烈士の子女、農村における婿入りなどが追加された [若林 1989:76]。

以上のように、一人っ子政策は、上海のような直轄都市は市レベルで、その他の地域も省や自治区のレベルで、独自に条例をもうけて運用していた。

また、一人っ子政策によって、出産規制を超えて生まれたために戸籍を持たない子ども（黒孩子）が発生し、例えば、1994年には2000万人と推定されている。

4. 改革開放以降の中国社会

4.1. 人口動態にみられる地域差

都市と農村の出生率については、共産主義革命以降、1950年代くらいまでは農村の出生率にくらべ都市の方が高かった。しかし、1963年ころからまず都市において計画出産が進められたためそれが逆転し、農村においても1970年代に入って計画出産の効果が表れ始めるが、1963年以降、都市の農村の出生率格差は拡大し、5割ほどの格差が認められる[若林 1989 : 65]。合計特殊出生率に関しては、1960年を除いて、一貫して農村の方が高い。

女子の平均初婚年齢に関しては、1949年に都市19.2歳、農村18.4歳であったものが、1981年には都市24.7歳、農村22.3歳まで上昇した。平均余命は、1931年の35歳前後から1985年には男性66.96歳、女性70.98歳まで長寿化した。乳幼児死亡率は、1986年の時点で都市14.3%、農村27.3%であるが、これに関しては地域差が大きく、青海、チベットなどでは110%以上の高さであり、平均余命についても1981年時に上海市73.1歳（男性70.8歳、女性75.4歳）であるのに対して、貴州省60.2歳（男性61.7歳、女性62.2歳）の開きが見られる。同様に合計特殊出生率についても1987年の時点で、上海、北京、天津、浙江などが1.48から1.69と低いのに対して、チベット自治区、新疆ウイグル自治区、貴州、広西チワン族自治族自治区、雲南、寧夏回族自治区、海南などが4.22から3.07と高い [若林 1989 : 66-67]。後者には、少数民族が集住する地域が含まれ、少数民族にあっては都市で二子、農村で三子まで認められているため、これが数字にも反映されている。

4.2. 改革開放以降の農村の家族（1978年以降）

改革開放政策は都市および沿岸部のみならず、農村にも変化をもたらした。すなわち所有権と経営権を分離させ、労働に応じた分配を行いやすいようにし、これによって農村において伝統的な家族経営が復活した。また、生産や建設のために必要であったことから互助合作方式が復活し、これは親戚や友人のネットワークを基盤にするものであったため、宗族観念が復活する契機となった。これによって、地域によっては家譜を編んだり、祖先の墓を修復したり、祖先の位牌を復活させることなどが見られるようになった。実際、伝統的に宗族観念と宗族組織が発達していた沿岸地方では、香港や台湾の宗族は同郷人、海外華僑の帰省が増えるにつれて、族譜や祠堂などの宗族施設が復活する兆しを見せている。しかし、若い世代の宗族観念がかなり希薄になっていることから、宗族が完全に復活することはないとする意見もある [張 1989 : 147]。1985年に始まった改革開放の第二段階は、家族や行政権力を貫く血縁関係や地縁関係をもとづく支配—従属関係を、業縁関係、契約関係、ネット

ワーク関係へと置き換えることであるが、これは未だかつて中国の農村社会が経験したことのないものであって、現在はその過渡期にある。現在、農村家族の家族成員の生業は、専業農業から兼業化、そして非農業化へと移行しつつあり、消費水準も大幅に上昇し、家族内の権力も、家父長的年長者から、若者へと移りつつ、男女平等も進行中である。

4.3. 宗族の復活

改革開放後、各地で宗族の復活の兆しがみられるとされるが、その例として、韓 [1995] による安徽省北部の蕭県に位置する「李氏楼」という農村の例を紹介したい。蕭県は農業人口が95%を占め、主として小麦、大豆、綿花、梨、桃が栽培されている。李氏宗族の始祖は明代初期にこの地に移住してきたとされ、その後600年間続き、22代目を数える。宗族全体の人口は5万、居住地域も数十ヶ村におよぶ。調査対象となった李氏楼は人口301人、78世帯であった。解放前まで、李氏宗族は統合された組織として祖先の墓地、祠堂、族譜、および宗族の祭祀活動を支えるための共有財産、族産をもっていた。かつては毎年始祖の村で「座圧会」と呼ばれる宗族全体の祖先祭祀が行われていた。解放後、土地改革によって彼らの祠堂は小学校の教室として転用される。祭祀活動を支えてきた族産も処分され、宗族全体の祭祀活動は中止された。

1978年に家庭生産請負制が実施され、土地が農民の手に戻ったことによって農民は社会的、経済的な自立制をとりもどし、家族および宗族の結束が再び強まった。他方、集団経済の基盤を失った村や郷は政治的統合性が弱体化した。このような状況を背景に、1980年代初頭から、族譜の再編と、祖先の石碑の再建ブームが起こる。族譜の再編に最も早く着手したのは県の指導者の宗族で、続いて他のほとんどの宗族も族譜を再編したという。小宗族がより大きな宗族への併合を自ら求める動きも見られ、山東、河南、江蘇、安徽の同姓の者たちが互いの族譜を調べあって、一つの宗族に統合することも見られるようになった。李氏宗族も1985年に族譜を再編し新たな輩字も定めた。そして1991年の清明節には、李氏宗族の分支「小七房」がかつて墓を装飾していた石碑を再建し、始祖の墓と石碑の前で盛大な祭祀儀礼を執り行った。この分支の集まりは1949年以降、初めてであった。これを機に、「小七房」は彼らだけの族譜を作成することとし、一年後には完成したという。これらは血縁に基づく関係が、市場経済のもとでの生産やビジネスの発展に利益をもたらすとルートの一つになると認識してのことである。

結 語

家族は、現在の農村においても、その理念としての伝統的な家族觀が維持され、人々はそれを実現すべく行動しているように見受けられる。社会主义革命によって大打撃を受けたとされる宗族も、新たな形で復興しつつある。1979年にはじまった一人っ子政策は、早くも1984

年春には第二子を計画的に出産できる条件が付加され、実質的には第二子まで出産可能となった。これに対して都市部、特に北京や上海といった大都市では、一人っ子政策が厳格に実施され、その成果もめざましいものがあるため、親が子を扶養する、子どもは多いほど幸福だといった伝統的な中国の家族をめぐる価値観は変容を迫られ、実際に大きく変化しているといえよう。そして沿岸部の比較的裕福な地域は、内陸の農村と大都市のちょうど中間的な位置にあることが予測されるが、この点については今後の課題としたい。

注

- 1) 山東の張公芸家については『旧唐書』孝友伝に詳しい。[張 1989:138]

参 考 文 献

- 韓 敏 1995 「宗族の再興」『アジア読本 中国』河出書房新社
 松戸庸子 1989 「家族の変動と社会」『岩波講座 現代中国 第三巻』岩波書店
 莫邦富 1991 『独生子女 ひとりっこ爆発する中国人口最新レポート』河出書房新社
 聶莉莉 1995 「中国の大都市における婚姻と家族」『教育と医学』慶應通信 1995-1
 1992 『劉堡——中国東北地方の宗族とその変容』東京大学出版会
 1990 『祖先觀の変容』『民族文化の世界——社会の統合と動態』小学館
 西澤治彦・瀬川昌久 1991 「M. フリードマンの宗族モデルの形成とその変遷」『民族学研究』 56
 - 3
 潘允康 1994 『変貌する中国の家族』岩波書店
 瀬川昌久 1982 「村のかたち——華南村落の特色」『民族学研究』 47-1
 1991 『中国人の村落と宗族』弘文堂
 1996 『族譜——華南漢族の宗族、風水、移住』風響社
 宋建華 1994 「中国の親族制度、家族觀と一人っ子政策」『教育と医学』慶應通信 1994-7
 末成道男(編) 1988 『文化人類学 漢族研究の最前線』第5号アカデミア出版会
 鈴木賢・廣瀬眞弓 2001 「中国における家族の変容と法の対応——2001年婚姻法と改正をめぐつて」『ジュリスト』 No1213
 鈴木満男 1995 「九世同居——中国浙江省の或る儒教家族の歴史」『思想』岩波書店 1995-3
 宇野重昭 1989 「静かな社会変動」『岩波講座 現代中国 第三巻』岩波書店
 若林敬子 1989 「人口変動と一人っ子政策の登場」『岩波講座 現代中国 第三巻』岩波書店
 張琢 園田茂人訳 1989 「中国の家族と宗族に関する諸問題」『思想』岩波書店 1989-9

(2004年1月31日受理)